

新旧対照表

○神奈川県土地利用調整条例施行規則

新	旧
<p>(公益性の高い開発行為等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項第9号に規定する規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる開発行為等で知事との調整が整ったもの</p> <p>ア 国又は地方公共団体（法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされて森林法第10条の2第1項第1号の規定が準用される者を含む。）が行う開発行為</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 条例附則第2項に規定する規則で定める市町村は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 松田町（都市計画法<u>（昭和43年法律第100号）</u>第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に限る。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(公益性の高い開発行為等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項第9号に規定する規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる開発行為等で知事との調整が整ったもの</p> <p>ア 国又は地方公共団体（法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされて<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第4号又は</u>森林法第10条の2第1項第1号の規定が準用される者を含む。）が行う開発行為</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 条例附則第2項に規定する規則で定める市町村は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 松田町（都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に限る。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>